

平成19年度〇〇運送株式会社運輸安全マネジメント実施計画書作成の手引き（中小規模トラック事業者用）

項目	内 容	具体的な内容	留意事項
経営責任者の責務と輸送の安全に対する基本的な方針	<p>1. 経営者の責務</p> <p>(1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る</p> <p>(2) 輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる</p> <p>(3) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により、継続的に輸送の安全性の向上を図るため、業務の実施及び管理の状況の適否を常に確認し、必要な改善を行う</p> <p>(4) 安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築する</p> <p>2. わが社の輸送の安全に対する基本的な方針 【公表事項】</p> <p>(1) 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み絶えず安全性の向上を図る</p> <p>(2) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する</p> <p>(3) 公共の道路を使用して仕事をしているという認識を常に持ち、運転に関する知識・技能の研さんに努め交通人身事故の防止を図る</p> <p>(4) プロドライバーとしての自覚を高め悪質違反（酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許・無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反）を絶対させない</p> <p>(5) 運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車両管理が適切に機能するよう配慮する</p> <p>(6) 現場の声を安全性向上方策に継続的に反映させる等、全体の安全性を計画的に向上させる。</p> <p>(7) 参加・体験・実践型の研修・指導等の実施により、運転者の能力向上を図る</p> <p>(8) 安全に対する基本的な方針及びそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底する</p>	<p>〇輸送の安全はわが社の根幹</p> <p>〇安全は最大の顧客満足</p> <p>〇安全は業務の基本動作</p> <p>〇無理な運行はしないさせない</p> <p>社内の周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内掲示・点呼時に唱和・安全カードの作成と携行 	<p>安全マネジメントの年度は、各事業所の<u>事業年度</u>を基準として作成する</p> <p>基本的な方針の(1)(2)は必須方針のため、必ず記載すること</p> <p>(3)以降の項目については事業所の実情に応じ取捨選択する</p>
基本方針達成の具体的な目標・計画	<p>1. 目標の設定 【公表事項】（※重点事項）</p> <p>(1) 交通事故の減少目標</p> <p>ア. 重大人身事故（第一当事者） ゼロ、 それ以外の人身事故 対前年度比 %減</p> <p>イ. 物損事故 対前年度比 %減</p> <p>(2) 輸送の安全に関する投資額 ドライブレコーダーの導入3カ年計画 全車15両</p> <p>初年度（19年度）5両 予算額 円</p> <p>2. 目標達成のための計画</p> <p>(1) 運行管理体制の充実強化</p> <p>ア. 点呼及び指導監督等の運行管理業務を確実に実施できるように運行管理者の勤務体制を確立するとともに適任者を育成し選任する</p> <p>イ. 経営トップは運行管理者の業務（19項目）の実施状況について、その適否を適宜確認し指導監督する</p> <p>ウ. 過労運転の防止を図るため、運行管理者に対して個々の運転者の拘束時間・運転時間・連続運転時間・休憩時間・休息期間等の労働時間等を把握管理させる</p> <p>(2) 教育及び研修の充実強化（※重点事項）</p> <p>ア. 運転者等の年令、経歴、能力等に応じて、共用の教育・研修施設等を活用し人材育成を図る</p> <p>イ. 安全マネジメントに係る要員に対する教育・研修を行う</p> <p>ウ. 教育・研修については、点呼等の機会を捉えて意思疎通を十分図るとともに、運転者の特性や運行実態等を踏まえ、運転者からの安全対策の提案を踏まえて実施する</p>	<p>その他の案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ドライブレコーダーの価格 車載器 解析ソフト ・ デジタル・タコメーターの導入 ・ 酒気帯び運転、速度超過違反の撲滅 ・ アルコールチェッカーの導入 ・ 悪質違反の防止に係る研修の実施 ・ 社内全員がゴールド免許を保有 ・ 年1回、全運転者の「運転記録証明書」を取り寄せ、個別指導に活用 ・ 運行管理者に「適性診断活用講座」（事故対・ヤマト）を受講させ、運転者に対する個別指導に活用 ・ 運行管理の補助者（代務者）は、運行管理者資格者証の取得者又は、運行管理者基礎講習の受講者を充てるように改正されるためその準備 ・ 整備管理者の外部委託の廃止改正に伴い事業所に整備管理者を配置し、選任の準備 	<p>1. 目標及び計画の策定にあたっての留意事項</p> <p>(1) 先ず輸送の安全に対する事業所の現状（人材、自動車、施設等の状況、交通事故の発生状況、運転者の意見、安全確保に対する取組みとその結果）を把握のうえ計画を策定する</p> <p>(2) 現状の法令遵守（事業法、安全規則等）のうち、事業所の不十分なところを先ず計画に反映する</p> <p>(3) 左記の内容を参考のうえ、事業所にあった実現可能な具体的な計画を策定する。その際、検証ができるように計画内容を数字で示す</p>

項目	内 容	具 体 的 な 内 容	留 意 事 項
目標・計画	<p>エ. 現任の運転者に対する一般的な指導及び監督(告示 1366 号)を計画的、効果的に実施するため年間の実施計画を別に定める</p> <p>(3) 運転者台帳を確実に作成(補正)し、運転者の安全管理に活用する</p> <p>(4) 初任運転者の採用に際しては、初任診断(義務)を受診させるほか、「運転記録証明書」を活用して個別指導する</p> <p>(5) 平成 19 年度セーフティドライバーコンテスト(警視庁・東ト協共催)に参加する</p> <p>(6) 貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)の申請又は更新をする</p> <p>(7) 輸送の安全に関する情報(事故事例、ヒヤリハット事例)を運転者等が共有するため事例の掲示及び事故防止研修会をタイムリーに開催する</p> <p>(8) 交通事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制及び指揮命令系統を定め事故報告の内容が速やかに社内に伝達されるよう整備しておく</p> <p>(9) 輸送の安全推進に係る行事等を計画する</p>	<p>その他の案</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部の研修機関・研修会への派遣計画 定期的に運転者等と輸送の安全に関する意見交換会・個人面談等を開催、ヒヤリハット地図の作成等現場の声を反映 報告連絡体制図・指揮命令系統図及び報告内容表の作成・掲示 荷主・協力会社等の研修会に参加 	
適 確 な 実 施 安全マネジメントの	<ol style="list-style-type: none"> 安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の課程を円滑に進める 安全マネジメントを実施するに当たり、相互に密接に関連する他の事業者がある場合は緊密に協力し安全性の向上に努める 下請事業者を利用する事業者は、当該下請事業者の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮するとともに可能な限り協力するよう努める 		<ol style="list-style-type: none"> 目標達成状況を公表する 安全マネジメントの実施状況について、年に1回以上、輸送の安全に関するチェックを行う 前記のチェックの結果を踏まえ輸送の安全確保のため方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる
の 改 善 策 事故発生時	<ol style="list-style-type: none"> 重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取り締まり等を受けた場合は、速やかに、原因を分析し、改善方策を立て全社的に教育・研修を実施し再発の防止を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 社長等による点呼の実施状況の視察及び監督 幹部による添乗指導の実施 	
情 報 公 開 等	<ol style="list-style-type: none"> <u>保有車両数100両未満</u>の事業者は、次の事項を毎事業年度の経過後100日以内に、<u>外部に対し公表しなければならない</u> <ul style="list-style-type: none"> 輸送の安全に関する<u>基本的な方針</u>、 輸送の安全に関する<u>目標及び当該目標の達成状況</u>、 自動車事故報告規則第2条に規定する<u>事故に関する統計</u>(前年度の総件数及び事故類型別の事故件数) 事業者は、輸送の安全に係る<u>以下の処分を受けた場合は</u>、その内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を遅滞なく公表すること <ul style="list-style-type: none"> 輸送の安全確保命令 事業改善命令 自動車その他の輸送施設の使用停止処分 事業停止処分 	<p>公表の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社のホームページに掲載 事業所内に書面を掲示 	<p><u>保有車両数100両以上300両未満</u>の事業者が公表する情報</p> <p>100両未満の事業者が公表する情報(3項目)に加え次の情報の公表が望ましい</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統 輸送の安全に関する重点施策 輸送の安全に関する計画 事故、災害等に関する報告連絡体制 輸送の安全に関する教育及び研修の計画 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
記 録 の 管 理	<ol style="list-style-type: none"> マネジメントの実施状況が分かるように記録、保存する <p>輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、チェック(評価)の結果(目標の達成状況)、その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する</p>		